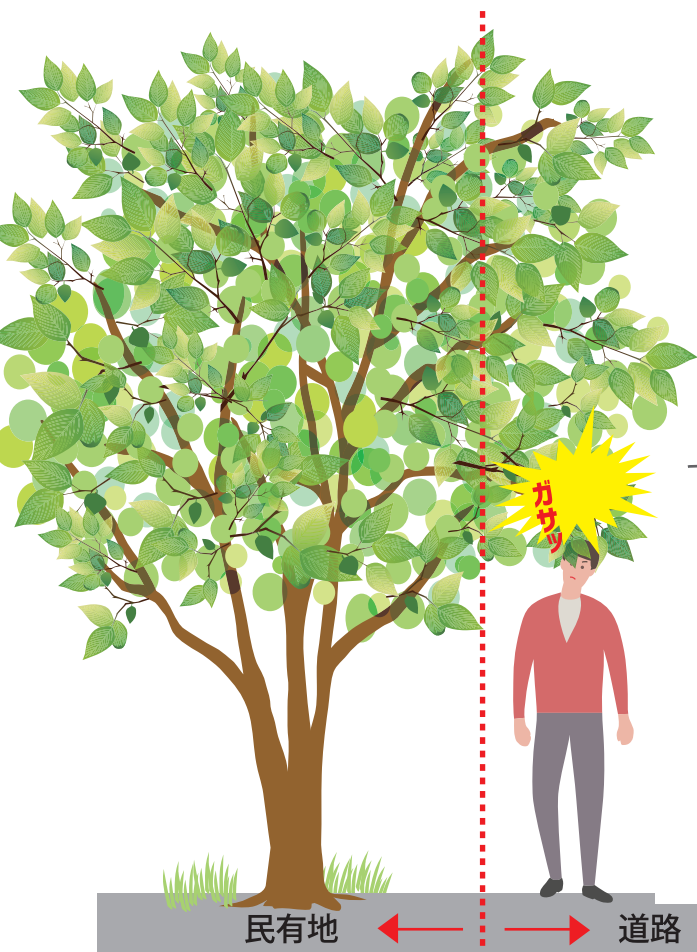


道路沿いの樹木所有者の皆様にお願ひ

車両や歩行者の安全確保のため、 道路に隣接する樹木の適切な管理を



樹木が道路や歩道にはみ出すと……

1. 走行車両に接触し、損傷させるおそれがあります。
2. 歩行者がはみ出した枝に当たり、けがをするおそれがあります。
3. 視界がさえぎられ、重大事故につながるおそれがあります。

また、立枯れした樹木は倒木の可能性があり、大変危険です。

冬期間は、張り出した枝からの
落雪による事故のおそれもあります。



道路の安全確保のため、樹木の適切な管理をお願いします。

今一度、所有する樹木を確認し、必要に応じて枝払いや伐採などの対応をお願いします。

適切な管理がされない場合は、行政処分の対象【道路法第71条第1項第1号】となる可能性があるほか、所有する樹木が原因で事故が発生した場合は、賠償責任が発生します。【民法717条】

伐採・剪定
する時は

◆作業をする前に…

道路上での作業は、警察や道路管理者への届け出が必要な場合がありますので確認しましょう。また、電線などがある場合は危険が伴いますので、必ず東北電力・NTTに相談しましょう。

◆作業中は…

通行車両や歩行者の安全確保をし、樹木からの転落防止に注意しましょう。

【担当】 国土交通省 青森河川国道事務所 道路管理第一課

(TEL:017-734-4573 平日9時～17時)